

最低賃金の引上げ幅が過去最大に

企業が最低限労働者に支払うことが義務付けられる最低賃金。2024年度の地域別最低賃金が決定しました。

最低賃金の種類と改定時期

最低賃金には、都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「特定(産業別)最低賃金」の2種類があります。

「地域別最低賃金」は、毎年10月頃に改定されることになっており、2024年度の地域別最低賃金と発効日は、下表のとおりとなっています。

地域別最低賃金と発効日

改定額の全国加重平均額は1,055円(昨年度1,004円)で、51円の引上げとなりました。これは1978年度に現在の目安制度が始まって以降で、最高額となります。

特に徳島県は引上額が84円と突出して高く、また、発効日が11月にずれ込んだことも異例となりました。徳島県に限らず、今春の大幅賃上げを受け止めて、活発な議論が全国的に行われたことがうかがえます。

2024年度の地域別最低賃金(単位:円)

都道府県	最低賃金時間額		引上額	発効年月日	都道府県	最低賃金時間額		引上額	発効年月日
	改定前	改定後				改定前	改定後		
北海道	960	1,010	50	2024年10月1日	滋賀	967	1,017	50	2024年10月1日
青森	898	953	55	2024年10月5日	京都	1,008	1,058	50	2024年10月1日
岩手	893	952	59	2024年10月27日	大阪	1,064	1,114	50	2024年10月1日
宮城	923	973	50	2024年10月1日	兵庫	1,001	1,052	51	2024年10月1日
秋田	897	951	54	2024年10月1日	奈良	936	986	50	2024年10月1日
山形	900	955	55	2024年10月19日	和歌山	929	980	51	2024年10月1日
福島	900	955	55	2024年10月5日	鳥取	900	957	57	2024年10月5日
茨城	953	1,005	52	2024年10月1日	島根	904	962	58	2024年10月12日
栃木	954	1,004	50	2024年10月1日	岡山	932	982	50	2024年10月2日
群馬	935	985	50	2024年10月4日	広島	970	1,020	50	2024年10月1日
埼玉	1,028	1,078	50	2024年10月1日	山口	928	979	51	2024年10月1日
千葉	1,026	1,076	50	2024年10月1日	徳島	896	980	84	2024年11月1日
東京	1,113	1,163	50	2024年10月1日	香川	918	970	52	2024年10月2日
神奈川	1,112	1,162	50	2024年10月1日	愛媛	897	956	59	2024年10月13日
新潟	931	985	54	2024年10月1日	高知	897	952	55	2024年10月9日
富山	948	998	50	2024年10月1日	福岡	941	992	51	2024年10月5日
石川	933	984	51	2024年10月5日	佐賀	900	956	56	2024年10月17日
福井	931	984	53	2024年10月5日	長崎	898	953	55	2024年10月12日
山梨	938	988	50	2024年10月1日	熊本	898	952	54	2024年10月5日
長野	948	998	50	2024年10月1日	大分	899	954	55	2024年10月5日
岐阜	950	1,001	51	2024年10月1日	宮崎	897	952	55	2024年10月5日
静岡	984	1,034	50	2024年10月1日	鹿児島	897	953	56	2024年10月5日
愛知	1,027	1,077	50	2024年10月1日	沖縄	896	952	56	2024年10月9日
三重	973	1,023	50	2024年10月1日					

健康保険証の発行終了に伴い 手続きも変わりました

健康保険証の新規発行が、2024年12月2日をもって終了し、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録する「マイナ保険証」の本格運用が始まります。これに伴い、従業員が入社したときの社会保険の手続きなどが一部変更になります。

新規発行も再発行もありません

2024年12月2日以降、健康保険証は発行されません。新たに資格取得をする従業員だけでなく、家族が被扶養者として認定を受けるときも同様です。また、婚姻等で氏名変更となる場合や健康保険証を紛失した場合についても、再発行はされません。

なお、すでに発行されているお手持の健康保険証は、有効期限までの間、最長1年間使用できます。

今後の手続き～資格確認書の発行

今後は医療機関等で保険診療を受ける際、基本的にマイナ保険証を利用することになります。マイナ保険証が利用できない人*には「資格確認書」が発行されるため、これを医療機関等の窓口で提示することで、保険診療を受けることができます。

この「資格確認書」を迅速に発行するために、「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」および「被扶養者(異動)届」に、新たに「資格確認書発行要否」欄が設けられました。新たに被保険者や被扶養者になる方が資格確認書を必要とする場合は、この欄にチェックを

入れることで、発行手続きが速やかになります。

チェックが入っていない場合でも、マイナ保険証が利用できない人には、資格確認書が発行されますが、発行までに時間がかかるとされています。近い時期に医療機関等の受診予定がある場合などで差しさわりが生じますので、マイナ保険証が利用できない人の手続きを行う際には、資格確認書の発行の要否を確認の上、この欄をご利用ください。

* マイナンバーカードを作っていない人や、健康保険証として利用登録を行っていない人等

マイナ保険証について確認を

今後の手続きは、マイナ保険証が利用できるか否かの情報を事前に入手しておくスムーズです。従業員の入社が決まったら、次の情報を入手しておくといでしょう。

- ① マイナンバーカードを作っているか
- ② マイナ保険証の利用登録状況

特に②については、登録の有無をご本人が把握されていないケースが多く見受けられます。手続きの段階で確認していると時間を要することにもなりかねませんので、ご注意ください。登録状況は、マイナポータルで確認いただけます。

参考：厚生労働省「マイナンバーカードの健康保険証利用について」https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html
マイナポータル <https://myna.go.jp/>